

低炭素建築物認定手数料

本表において、「法」とは、都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)をさす。

単位:円/件

(1)法第54条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合

ア 一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る)	4,700
イ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建て住宅以外の住宅)	
(ア)住戸の部分(人の居住の用途に供する部分に限る)	
a 建築物の総戸数が1戸のもの	4,700
b 建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	9,400
c 建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	16,000
d 建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	27,000
e 建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	45,000
f 建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	82,000
g 建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	131,000
h 建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	170,000
i 建築物の総戸数が301戸以上のもの	185,000
(イ)共用部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の共用部分)	
a 当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	9,300
b 当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	16,000
c 当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	26,000
d 当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	80,000
e 当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	126,000
f 当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	160,000
g 当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの	200,000
(ウ)非住宅の部分(住戸の部分、共用部分以外の部分)	
a 当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	9,300
b 当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	16,000
c 当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	26,000
d 当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	80,000
e 当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	126,000
f 当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	160,000
g 当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの	200,000
ウ ア及びイ以外の建築物	
(ア)建築物の延べ面積が300㎡以内のもの	9,300
(イ)建築物の延べ面積が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	16,000
(ウ)建築物の延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	26,000
(エ)建築物の延べ面積が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	80,000
(オ)建築物の延べ面積が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	126,000
(カ)建築物の延べ面積が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	160,000
(キ)建築物の延べ面積が25,000㎡を超えるもの	200,000

(2)(1)以外の場合

ア 一戸建て住宅	
(ア)誘導仕様基準による場合	21,000
(イ)誘導仕様基準以外による場合	35,000
イ 共同住宅等	
(ア)住戸の部分	
a 誘導仕様基準による場合	
(a)建築物の総戸数が1戸のもの	21,000
(b)建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	39,000
(c)建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	56,000
(d)建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	80,000
(e)建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	120,000
(f)建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	182,000
(g)建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	261,000
(h)建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	340,000
(i)建築物の総戸数が301戸以上のもの	390,000
b 誘導仕様基準以外による場合	
(a)建築物の総戸数が1戸のもの	35,000
(b)建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	69,000
(c)建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	97,000
(d)建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	137,000
(e)建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	197,000
(f)建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	283,000
(g)建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	385,000
(h)建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	508,000
(i)建築物の総戸数が301戸以上のもの	600,000
(イ)共用部分	
a 当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	109,000
b 当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	138,000
c 当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	180,000
d 当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	280,000
e 当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	359,000
f 当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	429,000
g 当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの	500,000
(ウ)非住宅の部分	
a 当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	242,000
b 当該部分の床面積の合計が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	300,000
c 当該部分の床面積の合計が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	384,000
d 当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	546,000
e 当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	670,000
f 当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	789,000
g 当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの	900,000
ウ ア及びイ以外の建築物	
(ア)建築物の延べ面積が300㎡以内のもの	242,000
(イ)建築物の延べ面積が300㎡を超え1,000㎡以内のもの	300,000
(ウ)建築物の延べ面積が1,000㎡を超え2,000㎡以内のもの	384,000
(エ)建築物の延べ面積が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	546,000
(オ)建築物の延べ面積が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	670,000
(カ)建築物の延べ面積が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	789,000
(キ)建築物の延べ面積が25,000㎡を超えるもの	900,000